

【参考資料】

通所利用者の利用者負担の軽減について

知的障害者授産施設通所者のケース

～H18. 3月

支援費制度

一般(課税世帯)
0円～26,500円

低所得2
0円

低所得1
0円

H18. 4月～

障害者自立支援法

29,200円

12,560円
(29,200円)

12,560円
(29,200円)

平均事業費 約14.9万円

食費負担 (軽減前の額)

14,300円

5,060円
(14,300円)

5,060円
(14,300円)

定率1割負担 (軽減前の額)

14,900円

7,500円
(14,900円)

7,500円
(14,900円)

見直し案

支援費制度

一般(所得割10万円以上世帯)
0円～26,500円

一般(所得割10万円未満世帯)
0円～26,500円

低所得2
0円

低所得1
0円

障害者自立支援法

29,200円

14,360円
(29,200円)

8,810円
(29,200円)

8,810円
(29,200円)

定率1割負担 (軽減前の額)

14,900円

9,300円
【37,200円の4分の1】
(14,900円)

3,750円
【低所得1と同額】
(14,900円)

3,750円
【15,000円の4分の1】
(14,900円)

食費負担 (軽減前の額)

14,300円

5,060円
(14,300円)

5,060円
(14,300円)

5,060円
(14,300円)

軽減措置の対象を中間所得者層まで拡充し、月額上限を原則4分の1に軽減

障害児の利用者負担の軽減について

1. 通所(障害児施設(福祉型))のケース

～H18. 9月 措置費制度

- 一般(所得割2万円以上世帯)
4,500円～全額
- 一般(所得割2万円未満世帯)
2,200円/3,300円
- 低所得2
1,100円
- 低所得1
1,100円

H18. 10月～ 児童福祉法(契約制度)

- 28,700円
- 20,384円
(28,700円)
- 9,040円
(28,700円)
- 9,040円
(28,700円)

平均事業費 約14.4万円

- | 定率1割負担
(軽減前の額) | 食費負担
(軽減前の額) |
|---------------------|---------------------|
| 14,400円 | 14,300円 |
| 15,324円※ | 5,060円
(14,300円) |
| 7,500円
(14,400円) | 1,540円
(14,300円) |
| 7,500円
(14,400円) | 1,540円
(14,300円) |

見直し案

措置費制度

- 一般(所得割10万円以上世帯)
14,500円～全額
- 一般(所得割10万円未満世帯)
2,200円～14,500円
- 低所得2
1,100円
- 低所得1
1,100円

児童福祉法(契約制度)

- 28,700円
- 14,360円
(28,700円)
- 5,290円
(28,700円)
- 5,290円
(28,700円)

- | 定率1割負担
(軽減前の額) | 食費負担
(軽減前の額) |
|---------------------------------------|---------------------|
| 14,400円 | 14,300円 |
| 9,300円
【37,200円の4分の1】
(14,400円) | 5,060円
(14,300円) |
| 3,750円
【低所得1と同額】
(14,400円) | 1,540円
(14,300円) |
| 3,750円
【15,000円の4分の1】
(14,400円) | 1,540円
(14,300円) |

※食費軽減分の9,240円の1割が利用者負担に上乗せになる

中間所得者層を拡大した上で、月額上限を原則4分の1に軽減

※ 学齢期以後も対象

2. 入所(障害児施設(福祉型))のケース

※18歳未満

～H18. 9月 措置費制度

- 一般(所得割2万円以上世帯)
9,000円～全額
- 一般(所得割2万円未満世帯)
4,500円/6,600円
- 低所得2
2,200円
- 低所得1
2,200円

H18. 10月～

児童福祉法(契約制度)

- 45,000円
(76,600円)
- 19,600円
(76,600円)
- 13,300円
(76,600円)
- 8,500円
(73,000円)

平均事業費 約18.6万円

食費等負担

- (軽減前の額)
26,400円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)

定率1割負担

- (軽減前の額)
18,600円
- 18,600円
- 12,300円
(18,600円)
- 7,500円
(15,000円)

見直し案



中間所得者層を拡大(月額上限を2分の1+食費等の負担軽減)

措置費制度

- 一般(所得割10万円以上世帯)
18,700円～全額
- 一般(所得割10万円未満世帯)
9000円～18,700円
- 一般(所得割2万円未満世帯)
4500円/6,600円
- 低所得2
2,200円
- 低所得1
2,200円

児童福祉法(契約制度)

- 45,000円
(76,600円)
- 19,600円
(76,600円)
- 19,600円
(76,600円)
- 13,300円
(76,600円)
- 8,500円
(73,000円)

定率1割負担

- (軽減前の額)
18,600円
- 18,600円
[37,200円の2分の1]
- 18,600円
[37,200円の2分の1]
- 12,300円
(18,600円)
- 7,500円
(15,000円)

食費等負担

- (軽減前の額)
26,400円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)
- 1,000円
(58,000円)

工賃より利用料が高くなる問題への対応について

○「授産施設などにおいて、障害者の利用料が工賃を上回るのは問題」との指摘に対応し、障害者の働く意欲を促す観点から、更なる負担軽減を図る。

【負担軽減の内容】

通所・在宅利用者の1割負担について、現在の上限額2分の1軽減を4分の1軽減に

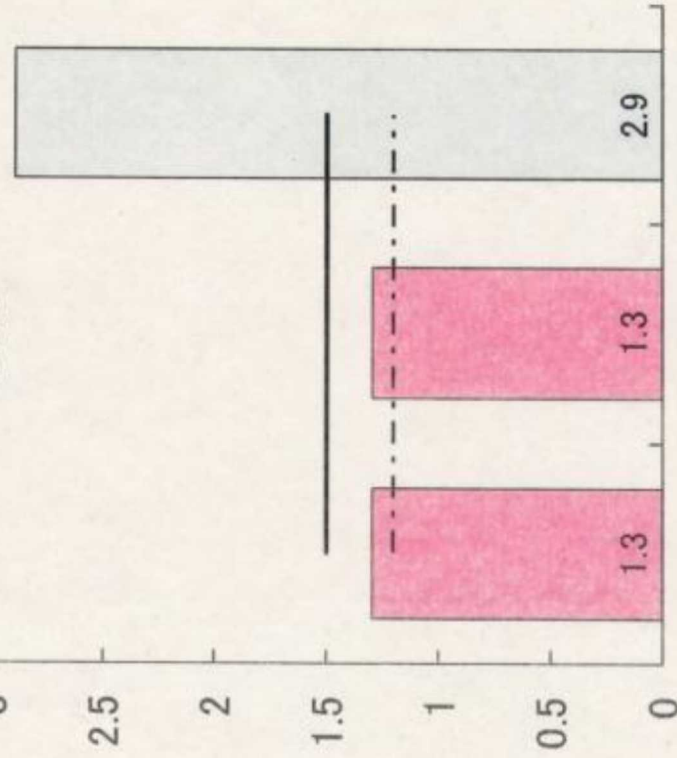
※ これにより利用料は、平均工賃(15,000円)以下の水準に

(万円、月)
3

<現行>

(万円、月)
3

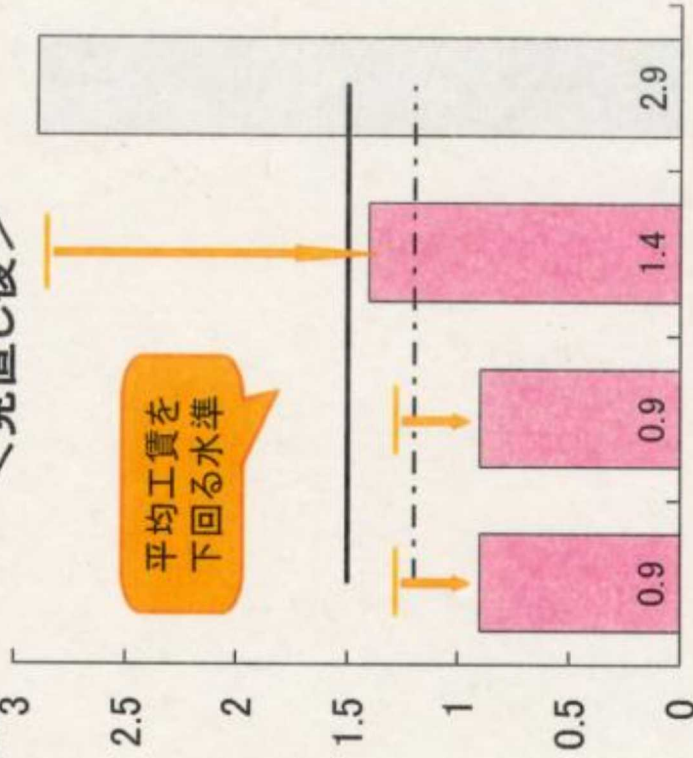
<見直し後>



低1 低2 課税

■ 利用料 — 平均工賃 - - - 知的通所

平均工賃を下回る水準



低1 低2 課税

■ 利用料 — 平均工賃 - - - 知的通所

※所得割10万円未満
(概ね年収600万円未満)

オストメイトの支援について

1. 平成18年度補正予算での対応

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金（960億円の内数）

オストメイト対応トイレ設備の整備

地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、オストメイトが頻繁に利用する既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備。

2. 災害時における支援

(1) ストーマ装具の備蓄

ストーマ装具については、災害救助法が適用された場合、避難所において生活必需品として給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、必要な実費を加算することができることとなっている。また、災害救助基金（災害救助法により各都道府県に積み立てるよう義務づけられている）により福祉避難所を含め避難所に備蓄することも可能となっている。

厚生労働省としては、都道府県に対する全国会議において、ストーマ装具について生活必需品としての円滑な給与を行うことができるよう、必要な体制整備を図ること等について周知しているところ。

(2) オストメイト対応仮設トイレの設置（災害時仮設トイレにオストメイト対応ポータブルトイレを配置）

バリアフリー化していない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ等を速やかに仮設するよう「大規模災害における応急救助の指針（平成9年6月30日課長通知）」において示しているところ。なお、災害救助法が適用された場合、オストメイト対応ポータブルトイレを含め、障害者トイレの配置に係る費用は災害救助費の対象となることとなっている。